

伊達市広告入り案内板無償設置事業者募集要項

1. 目的

市の保有する資産を活用し、新たな財源確保を図り、地域経済の活性化及び市民サービスの向上に資するために、広告入り案内板装置一式の無償設置者(以下「事業者」という。)を募集する。

2. 事業内容

(1) 内容

伊達市役所 1 階に庁舎内及び周辺地図案内板と市政情報を放映する機器の一部を利用し、民間企業等の広告を掲載する装置一式(以下「案内板」という。)を設置する。なお、ここに定めるもののほか本機器及び運用に係る仕様は別に定める。

(2) 表示機の詳細

庁舎内案内表示機	1 台
広告付き周辺地図案内表示機	1 台
市政情報モニター	1 台
市民情報コンテンツ制作・編集用 P C	必要台数
附属操作機器	必要台数

なお、詳細については協議の上決定し、設置機器の数量については変更する場合がある。

(3) 稼働運用

開庁日の運用は、午前 8 時 30 分から午後 8 時 00 分までとし、閉庁日の運用は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。

ただし、年末年始の際には、稼働を停止する場合がある。

(4) 費用負担

① 事業者は、広告収入をもって、案内板の設置、運用及び撤去等に関する一切の経費を負担するものとする。

また、民間広告等に係る募集、編成及び掲載に関する業務は事業者が行うものとする。

② 事業者は、次のとおり市へ納付すること。

ア 広告掲載等に係るシステム稼働に要する電気料金

イ 市に納付する広告掲載料等(消費税を含まない年額)

ウ 行政財産の目的外使用料（伊達市行政財産使用料条例規定に基づき算定する使用料）

（５）事業期間

- ① 協定締結日から原則５年とするが、事業者と協議し設置期間を変更する場合がある。
- ② 事業者と合意があった場合は、期間延長を妨げないものとする。

３．応募資格

伊達市広告入り案内板無償設置に関する要綱第６条に定めるもののほか下記の要件をすべて満たしているものとする。

- （１）現に３年以上の事業実績を有する法人であること。
- （２）伊達市建設工事等入札参加資格制限措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

４．応募手続き

（１）応募期間

平成 31 年 1 月 21 日（月）から平成 31 年 1 月 28 日（月）まで

（２）応募方法

以下の書類を応募期間内に財政課へ提出するものとする。

- ① 広告入り案内板無償設置申込書
- ② 企画提案書
 - ア 提案内容の概要（全体イメージ図）
 - イ 案内板に関する内容（仕様・機能・設置台数・設置方法の構成、広告の作成と掲載方法・広告内容等の市への事前の提示方法）
 - ウ 市政情報モニターに関する内容（行政情報の作成）
 - エ 緊急時等の対応について
 - オ 維持管理体制（更新方法や安全対策等）
 - カ 広告掲載料を納入できる場合は金額を提示すること。
また、その他案内設備の提案により提供できる備品等があればその名称と相当金額を提示すること。（消費税を含まない年額）
- ③ 会社の概要
パンフレット等事業者（法人その他の団体）の業種、事業内容が分かる書類、官公庁との事業実績がわかる資料）

- ④ 商業登記簿の謄本（申込前3ヶ月以内に取得したもの）
- ⑤ 納税証明書の写し（直近の事業年度分）
 - ア 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明
 - イ 都道府県税に係る納税証明書（本店がある都道府県のもの）
 - ウ 市町村税に係る納税証明書（本店がある市町村のもの）

（3）企画提案書の作成方法

- ① 企画提案書は、1社1案とし、提出後の追加及び修正は認めない。
- ② 企画提案書は、A4縦版30ページ程度とし、正本1部、副本3部を提出すること。

（4）提出先及び提出方法

下記へ郵送又は持参とする。

〒960-0692 伊達市保原町字舟橋 180 番地

伊達市財務部財政課管財係

※ファックスやメールによる提出は受理しない。

※申込書（様式第1号）は、市ホームページからダウンロード可能。

※持参の場合は、土曜日、日曜日等の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に持参すること。

5. 選定方法

（1）審査

提出されたすべての提出書類を基に書面で審査する。

（2）審査基準

別紙審査基準に基づいて審査し、事業者を選定する。

（3）結果通知

選定結果については、応募者全員に通知する。

なお、審査の過程などに関する問い合わせには一切応じない。

（4）協定

- ① 決定した候補者と詳細を協議したのち、当該仕様書を作成し、本事業における協定書を作成し、協定を締結する。
- ② 当該候補者と協定に至らなかった場合には、次順位候補者と協議し協定を締結する。

6. その他

- (1) 応募者が一者のみであった場合でも、上記5による審査を実施し、本業務を実施するのにふさわしいか否かを評価して、ふさわしいと判断した場合は事業者として選定する。
- (2) 提出する費用は応募者負の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。

(別紙)

審査基準

審査項目		評価基準		配点
1	業務の 実施能 力	ア	同種の業務実績が優良であるか	10
		イ	機器の定期的な保守管理体制が適切に行える体制を整えているか	10
2	表示機 等の仕 様	ア	機器の転倒や破損などへの安全対策に考慮しているか	10
		イ	機器の操作がわかりやすく、来庁者に配慮した仕様となっているか	10
		ウ	機器のトラブル時の対応や操作が簡単であるか	10
3	広告放 映につ いて	ア	画面のデザインやレイアウトが来庁者にとってわかりやすく適切であるか。	10
		イ	広告に対し、客観的評価審査をしているか	10
		ウ	市政情報の見本画面が優れているか 緊急時の情報発信が適切に行われる体制を備えているか	10
4	広告掲 載料の 提案額		提案金額が妥当な金額となっているか	20

※審査項目1～3の評価は、各10点とする。

※審査項目4は配点を20とし、最高点20点、次点以降の場合は当該金額/最高金額×20点とする。